

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画について

1 策定の背景

鳥インフルエンザ（H7N9）は、平成 25 年 3 月に中国で初めて患者が確認され、143 名（うち死亡者 47 名、12 月 9 日現在）の患者が報告されている。このような状況の中、このウイルスが新型インフルエンザに変異することが危惧されている。

2 策定の根拠

平成 25 年 4 月 13 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「特措法」という。）が施行されたことから、この法律第 7 条に基づき、「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

3 策定の方針

- (1) 既存の「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画（平成 24 年 2 月最終改定）」を基に、特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を加え策定した。
- (2) 感染症に関する対策の考え方は、全国一律であることが望ましいことから、政府行動計画に定める対策との整合を図ることとした。

4 策定の経緯

時 期		内 容
9 月	12 日	第 1 回愛知県新型インフルエンザ等専門家会議開催
10 月		パブリック・コメントの実施
		各市町村等へ意見照会
	31 日	第 2 回愛知県新型インフルエンザ等専門家会議開催
11 月	18 日	行動計画決定、公表
	19 日	愛知県議会議長へ報告 各市町村長へ通知、内閣総理大臣へ報告

5 行動計画のポイント

- ・特措法に基づく初の計画であること。
- ・対象に**新感染症**^{注 1}が加わったこと。
- ・県が県レベルでの発生段階を定め、その移行について判断できるようにしたこと。
- ・指定**地方公共機関**^{注 2}の役割、基本的人権の尊重、対策実施の記録の作成・保管等について、新たに規定したこと。
- ・特措法に基づき、**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**^{注 3}がされている場合に、知事が、不要不急の外出自粛や学校等の施設の使用制限等の要請等を行うことができるように規定したこと。
- ・地域の医療施設が不足した場合に臨時の医療施設を開設し、医療の提供を行うことや感染拡大防止策の実施等について、地域の実情に応じ柔軟に対応できるように規定したこと。
- ・緊急物資の運送、医薬品、食品等の特定物資の売渡しの要請等、県民生活・経済の安定確保のための対策を規定したこと。

注 1：新感染症

既知の感染性の疾病とその病状等が明らかに異なり、病状の程度が重篤なもの。（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

注 2：指定地方公共機関

新型インフルエンザ等発生時に行政とともに、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を実施する公益的事業者。知事が指定。

注 3：新型インフルエンザ等緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部長（内閣総理大臣）が宣言するもの。新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間及び区域（都道府県単位）が公示される。

「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

発 生 段 階

主 な 対 策

国 内

愛 知 県

《未発生期》
新型インフルエンザ等が発生していない状態

未発生期

発生に備えた準備

- ★特措法に基づく「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定
- ★市町村の行動計画、指定地方公共機関の業務計画の策定支援
- ・業務継続計画の策定、マニュアルの整備
- ★鳥類、豚のインフルエンザウイルス情報収集、人のインフルエンザの流行状況把握等
- ・発生時の地域の医療体制確保のため協議、確認
- ・県内感染期に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄
- ★市町村が行う住民接種の体制の構築、国が行う特定接種の対象者登録に協力

《海外発生期》
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

海外発生期

県内発生に備えた医療体制等の整備

- ★「愛知県新型インフルエンザ等対策本部」設置
- ・「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・患者・入院患者の全数把握体制の開始（サーベイランスの強化）
- ・患者への対応（入院措置等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）の準備
- ・保健所等に相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応
- ★新型インフルエンザ等対策の業務等に従事する者に対する特定接種の実施

《国内発生早期》
いずれかの都道府県で患者が発生したが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追うことのできる状態

《県内未発生期》
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

未発生期

感染拡大防止策の準備

- ・相談窓口体制、県民への情報提供体制の強化
- ・医療機関、医療従事者への情報提供の実施
- <緊急事態宣言がされた場合>
- ★市町村対策本部設置

《国内感染期》
いずれかの都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追うことのできなくなった状態

《県内発生早期》
県内で患者が発生したが、患者の接触歴が疫学調査で追うことのできる状態

発生早期

積極的な感染拡大防止策の実施

- ・患者の入院措置、濃厚接触者への外出自粛要請等を実施
- ・学校・保育施設等の臨時休業等を要請
- ・患者の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化
- <緊急事態宣言がされている場合>
- ★不要不急の外出の自粛
- ★学校等の施設の使用制限

緊急事態宣言

《県内感染期》
県内で患者の接触歴が疫学調査で追うことのできなくなった状態

感染期

被害軽減を主目的とした対策の実施

- ・専門家の意見を踏まえ、国と協議の上で県内感染期への移行を決定、周知
- ・一般の医療機関での診療に切り替え（「帰国者・接触者外来」の廃止）
- ・患者の入院勧告及び全数把握を中止（軽症者は自宅療養、重症者は入院）
- ・必要に応じて、県の備蓄する抗インフルエンザウイルス薬を放出
- ★市町村による住民接種を開始（パンデミックワクチンの供給開始しだい）
- <緊急事態宣言がされている場合>
- ★臨時の医療施設の設置
- ★物資の売渡しの要請
- ★緊急物資の運送
- ★生活関連物資等の価格の安定

《小康期》
患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

小康期

流行の第二波に備えた準備

- ・対策に関する評価を行い、計画等の見直しを実施
- ★県対策本部、市町村対策本部の廃止
- ★住民に対する予防接種の継続

移行については県が判断

注：★印のついた対策は、新たに追加された事項